

熊本時習館私学支援事業「私学の魅力アップ事業」補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、夢のある教育の実現を図るため、県内所在の私立中学校及び私立高等学校が各校の魅力向上を図るための事業を行う場合、私立中学校及び私立高等学校の設置者である学校法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、学校の魅力を上させるための新たな取組又はこれまでの取組を拡充・改善するものであり、熊本私学夢プランに基づく次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 生徒の多様な進路・選択肢支援事業
- (2) 魅力ある学校づくり事業
- (3) 生徒の意欲、自主性の向上事業
- (4) 教職員の資質向上・負担軽減事業

2 前項に規定する補助対象事業は、交付決定した年度内又は次年度までに完了する事業とする。なお、二年度にわたる事業については、各年度、当該年度に行う事業について交付決定を受けることを要する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 事業を実施するに当たって必要となる経費のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助率（補助基準額）は、別表に定めるとおりとする。

- 2 他の補助金の対象となる経費については、補助対象外とする。
- 3 補助対象事業に、入場料、参加料、売上金等の当該事業に係る収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。
- 4 この補助金は、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月15日までの間に要する経費を対象とする。

(交付額)

第4条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額又は補助対象経費の実支出額から前条第3項の収入を控除した額のいずれか、少ない方の額を上限とし、当該額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項に規定する添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書（別記第1号の2様式）
- (2) 収支予算書（別記第1号の3様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書及び前項の添付書類の提出期限は、別途通知するところによるものとし、その提出部数は、2部とする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定は、提出された事業計画書に基づき、別に定める審査基準に基づく第三者による事業内容の審査等を経て、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 補助金を交付しない場合の通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項に規定する補助事業の内容等の変更事由は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業の主要部分の変更

(2) 補助対象経費の30パーセント以上の減となる変更

2 規則第7条第1項の変更申請書及び事業変更計画書は、別記第4号様式及び別記第4号の2様式によるものとし、収支予算に変更がある場合は、変更収支予算書(別記第4号の3様式)を添付する。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第5号様式)により、当該額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(補助金の減額等)

第8条 知事は、補助金の交付決定がなされた学校法人が、次のいずれかに該当する場合には、その状況に応じ、補助金を減額し、又は交付しないこととすることができる。

(1) 法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合

(2) 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

(3) 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いている場合

(4) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間等において、訴訟その他の紛争があり、学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶ場合

(5) その他管理運営が著しく適正を欠いている場合

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により交付申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内とする。

2 前項の交付申請の取下げは、別記第7号様式により行うものとする。

(状況報告)

第10条 規則第11条に規定する状況報告は、知事が必要であると認めて指示をした場合に行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条に規定する添付書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(別記第8号の2様式)

(2) 収支精算書(別記第8号の3様式)及びその根拠資料(領収書等の写し)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定日が属する年度の3月15日のいずれか早い日とし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、別記第9号様式により行うものとする。

(補助金の請求等)

第13条 規則第16条第1項の請求書は、別記第10号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、別記第11号様式により請求するほか、必要に応じ関係資料を添付するものとする。

(書類の保管期間)

第14条 規則第23条に規定する証拠となる書類の保管期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年とする。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成30年(2018年)4月20日から施行し、平成30年(2018年)4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年(2019年)4月5日から施行し、平成31年(2019年)4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年(2020年)4月14日から施行し、令和2年(2020年)4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)3月31日から施行し、令和3年(2021年)3月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)4月12日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年(2022年)4月13日から施行し、令和4年(2022年)4月1日から適用する。

別表

補助対象経費	補助率	基準額
私学の魅力アップ事業を実施するために必要な経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料、その他知事が必要と認める経費	2 / 3以内	単独校での申請の場合1校あたり年額 150万円 複数校での申請の場合年額(申請校に交付) 450万円